

道の駅「来夢とごうち」再整備事業 募集要項等 新旧対照表

令和5年9月26日

No.	資料名	旧				新			
		頁	項	項目名	内容	頁	項	項目名	内容
1	募集要項 (案)	4	第2章 4(6)	事業方式・事業類型	【3段落目】 さらに、現状の施設で事業を担っている事業者（下記に示す）は、本事業下においても、SPCと協定を締結の上、引き続き事業を担っていただく予定であり、現状の道の駅機能を維持しながら施設整備を行うことを考慮すること。	4	第2章 4(6)	事業方式・事業類型	【3段落目】 さらに、現状の施設で事業を担っている事業者（下記に示す）は、本事業下においても、SPCと協定を締結の上、引き続き事業を担っていただく予定であり、 <u>既存の店舗等が継続営業できるような配置計画及び工程計画を組むこと。</u>
2	募集要項 (案)	5	第2章 4(8)	事業スケジュール	【開業準備】の行 令和9年2月～令和9年3月	5	第2章 4(8)	事業スケジュール	【開業準備】の行 令和9年 <u>1月</u> ～令和9年3月
3	要求水準書 (案)	8	第1章 12(3) イ	施設の開館日・開館時間	【1段落目】 本施設の開館日・開館時間については、観光案内所・情報提供施設、トイレ、子育て支援スペース、駐車場は、24時間年中無休とする。	8	第1章 12(3) イ	施設の開館日・開館時間	【1段落目】 観光案内所・情報提供施設 <u>における道路情報提供コーナー</u> 、トイレ、子育て支援スペース <u>におけるオムツ交換台及び授乳専用個室</u> 、駐車場は、24時間年中無休とする。
4	要求水準書 (案)	11	第2章 3	本施設全体に関する基本条件	【コ】の文中 安芸太田町産の木材利用や、再生可能エネルギー、省エネ設備などの設備の導入を検討すること。	11	第2章 3	本施設全体に関する基本条件	【コ】の文中 <u>広島県産</u> の木材利用や、再生可能エネルギー、省エネ設備などの設備の導入を検討すること。
5	要求水準書 (案)	38	第6章 1(4)	運営準備業務の期間	—	38	第6章 1(4)	<u>開業</u> 準備業務の期間	—
6	要求水準書 (案)	39	第6章 3(1)	ホームページ等の開設	【ア】の文中 開業4か月までに、本施設のホームページ等を開設し、管理・運営すること。 【ウ】の文章 開業の6か月までにホームページ等の内容を本町に提出すること。	39	第6章 3(1)	ホームページ等の開設	【ア】の文中 開業 <u>1ヶ月</u> までに、本施設のホームページ等を開設し、管理・運営すること。 【ウ】の文章 開業の <u>2ヶ月</u> までにホームページ等の内容を本町に提出すること。
7	要求水準書 (案)	53	第8章 1(4)	運営業務の期間	開業日から令和25年3月31日まで（約15年間）	53	第8章 1(4)	運営業務の期間	開業日から <u>令和24年</u> 3月31日まで（約15年間）

No.	資料名	旧				新			
		頁	項	項目名	内容	頁	項	項目名	内容
8	要求水準書 (案)	53	第 8 章 1(5)	運営日数・運 営時間	道路休憩施設としての駐車場とトイレは、 国土交通省の道の駅登録要件に合致するよ う24時間年中無休とする。	53	第 8 章 1(5)	運営日数・運 営時間	道路休憩施設としての駐車場とトイレは、 国土交通省の道の駅登録要件に合致するよ う24時間年中無休とする。 <u>また、観光案内所・ 情報提供施設における道路情報コーナー及 び子育て支援スペースにおけるオムツ交換 台、授乳専用個室についても24時間利用可能 とする。</u>
9	要求水準書 (案)	53	第 8 章 1(6)ア	駅長	【(ア)】の文中 PFI事業者は、下記事項を行う統括責任者 として「駅長」1名を配置すること。なお、 提案において「駅長」に配置予定の者を明示 すること。	53	第 8 章 1(6)ア	駅長	【(ア)】の文中 PFI事業者は、下記事項を行う統括責任者 として「駅長」1名を配置すること。なお、 提案において「駅長」 <u>の人物像、配置予定時 期</u> を明示すること。
10	要求水準書 (案)	62	第 8 章 10	全国「道の駅」 連絡会及び中 国「道の駅」 連絡会参加業 務の要求水準	【イ】の文中 全国連絡会	62	第 8 章 10	全国「道の駅」 連絡会及び中 国「道の駅」 連絡会参加業 務の要求水準	【イ】の文中 全国「道の駅」連絡会
11	要求水準書 (案)	—	—	—	【資料全体の該当箇所】 事業者	—	—	—	【資料全体の該当箇所】 <u>PFI</u> 事業者